

神奈川県運転免許センターにおける作業療法士の役割

白岩 淑子 神奈川県警察運転免許センター 運転教育課／作業療法士

略歴：2009年さがみりハビリテーション病院（神奈川県相模原市）に入職。

2018年より現職に至る。

渡邊 隼人（座長） さがみりハビリテーション病院 係長／作業療法士

平成 26 年の道路交通法改正に伴い、統合失調症やうつ病、てんかん等の一定の病気等に該当するおそれのある方は、運転免許の取得や保有に際し公安委員会提出用診断書(以下「診断書」という。)の提出を求め、病状の確認をすることとなりました。適性審査係で診断書の内容を審査し、都道府県公安委員会が運転免許継続の可否を判断します。この診断書の作成において常日頃、医療関係者の皆様にご協力いただいているところです。

一定の病気とは、統合失調症、躁病、うつ病、躁うつ病、てんかん、神経調節性失神や不整脈を原因とした再発性の失神、無自覚性の低血糖、重度の眠気症状を呈する睡眠障害、その他自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなるおそれがある症状を呈する病気(脳卒中等)及び認知症が含まれます。これらに アルコールや薬物の中毒を加えたものを一定の病気等といいます。

これら一定の病気等を有する方や自動車の運転に影響を及ぼす身体障害をお持ちの方について、都道府県運転免許センターに安全運転相談窓口が設けられ、相談を受理しています。医療関係者の皆様のご協力もあり、この一定の病気等に係る規定が周知された結果、年々相談件数は増加しており、特に脳卒中等の相談が多くを占めています。

こうしたことを踏まえ、平成 29 年の警察庁通達以降、都道府県警察運転免許センターでは医療系専門職の配置が推進されており、令和元年 11 月から全国統一の相談ダイヤル「# 8080(シャープハレバレ)」の運用が開始されました。令和 4 年 4 月現在で、44 都道府県に医療系専門職員が配置されています。

一定の病気等をお持ちの方からの安全運転相談件数が増加する一方で、診断書の内容によっては審査に難渋する例もあり、審査に時間を要することで対象者の不利益になるおそれがあります。他方、医療機関においても診断書の作成にあたり、多くの課題を抱えている ことも承知しております。

神奈川県警察運転免許センターでは安全運転相談室に作業療法士を 2 名配置し、一定の病気を有する方や自動車の運転に支障を及ぼすおそれのある身体の障害を有する方を対象 に、安全運転相談の受理や身体機能に係る臨時の適性検査を行っています。

今回は神奈川県警察運転免許センターにおける作業療法士の役割について、実際の業務内容を交えながらお伝えします。